

定 款

2020 年 6 月 26 日変更

新潟県柏崎市駅前 1 丁目 3 番 1 号

株式会社 **ブルボン**

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ブルボンと称し、英文では BOURBON CORPORATION または BURUBON CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種和洋菓子、アイスクリームおよびパン類の製造、販売
- (2) 食料品および冷凍食品の製造、販売
- (3) 澱粉、穀粉、植物性蛋白、調味香辛料、食品添加物等、各種食品原材料の製造、販売
- (4) 清涼飲料の製造、販売
- (5) 酒類、タバコの販売
- (6) 農畜水産物の加工、販売および魚介類等の養殖場の経営
- (7) 飼料、肥料の製造、加工、販売
- (8) 飲食店および運動、遊戯、観光施設の経営
- (9) 化粧品等の製造、販売
- (10) 医薬品、医薬部外品、医療関連試薬等の製造、販売
- (11) 衛生用品、日用雑貨品の製造、販売
- (12) バイオテクノロジー関連物質の分析およびバイオテクノロジーによる種苗および製菓、食品等の素材の製造、販売
- (13) 衣料品、電気製品、スポーツ用具、事務機器、厨房機器、アクセサリ、時計、光学機器、レコード、フィルム等音楽・映像関係用品、絵の具、カンバス等美術用品、文具、玩具、園芸用品、健康機器およびこれらに関する物品の製造、加工、販売
- (14) テレホンカード、入場券の販売および斡旋
- (15) 出版業および音楽・映像関連の事業
- (16) 前各号商品の輸出入業、代理業、仲介業
- (17) 自動車貨物輸送業、貨物運送取扱業および倉庫業
- (18) 不動産の売買、賃貸借、管理およびそれらの代理、仲介
- (19) 機械設備の設計、販売および食品製造技術の指導、販売ならびに土木建築設計業
- (20) 金銭の貸付、保証業務および総合リース業
- (21) 特許権、商標権、意匠権、著作権等無体財産権の売買、使用許諾、賃貸および管理
- (22) コンピュータのソフトウェアの開発、作成、販売
- (23) 公衆浴場、美術館、博物館等文化、厚生施設の経営
- (24) 労働者派遣事業
- (25) 演劇、音楽コンサート、美術・芸術品展覧会等の企画、開催および仲介等
- (26) 菓子・料理教室その他各種教室の企画・運営および関連商品の制作、販売
- (27) 発電および電力の供給
- (28) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を新潟県柏崎市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および新潟日報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

2 株主総会の招集地は、新潟県柏崎市とする。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役は、17名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選に係る決議の効力)

第34条 補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度および決算期)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

